

第10回評価委員会において確認された事項

年度評価	<p>教育研究の特性への配慮</p> <p>教育研究の特性に配慮する項目は、教育の内容、実施体制及び学生への支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とし、地域社会とより密接な連携が求められる社会貢献、附属病院等に関する項目については、原則として達成状況の評価を行う。</p> <p>業務実績報告書での教育研究の特性に配慮する項目の記載</p> <p>教育研究の特性に配慮する項目については、長期的な視点で判断するので、業務実績報告書において法人、評価委員会ともに段階評価は行わない。</p> <p>ただし、法人は特色ある取り組みや残された課題について業務実績報告書にしっかりと記述し、評価委員会においてもその記述を基に特筆すべき点や遅れている点について意見を述べる。</p> <p>評価指針、実施要領については、委員会の意見を踏まえて、次回までに文言整理を行う。</p>
利益処分	<p>経営努力として認定する場合</p> <p>学生数を増やすことによる増収や法人の財産を処分した場合の利益、病院内の喫茶店の収益などは法人の経営努力として認定し、目的積立金として整理する。</p> <p>経営努力として認定しない場合</p> <p>学生収容定員に対して在籍者数が90%を充足しない場合のほか、法人が本来行うべき業務を行わなかったと評価委員会において判断した場合。</p> <p>ただし、実際の方法については他の大学の例を参考にして行う。</p> <p>利益処分の考え方については、了承する。</p>